

2019 年 3 月 20 日

博士学位を取消すにあたって

大学院政策・メディア研究科委員長

村井 純

政策・メディア研究科では、2017 年 2 月 1 日付で博士の学位を授与した者の学位論文について、引用の範疇を超えた転載が含まれているとの指摘を受け、調査委員会を設置し、該当する学位論文について調査を行いました。その結果、当該学位論文に先行研究の成果に関する適切な表示を欠く流用が含まれていたことが判明しました。これは、当該学位論文の著者が基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、学位授与の審査に際して当該著者の学術的な貢献および資質に係る重大な誤認を惹起したものであり、本学学位規程第 17 条の定める「不正の方法により学位の授与を受けた事実」に該当するため、同条に基づき、本研究科委員会および大学院委員会の議を経て、学位授与の取消しを決定しました。

政策・メディア研究科として、このような事態が生じたことは、極めて遺憾であります。これまで教育研究に専心し、研鑽を積んできた塾生・教員だけでなく、慶應義塾全体に対して、社会的信頼を著しく傷つけるものです。本研究科では、今回の事態を極めて重く受け止め、研究指導ならびに論文審査過程を精査して、再発防止に努めてまいります。

政策・メディア研究科の塾生諸君、教員においては、二度とこのような事態が生じることのないよう研究倫理の遵守を再確認し、日々の研究・教育活動に取り組むよう、強く要請します。

以上